



本部 申7号「組合員・社員と家族の生活を守り、モチベーション維持・向上を求める2022年度年末手当等に関する緊急再申し入れ」

■ 申し入れ項目

1. 組合員・社員と家族の生活を守り、モチベーション維持・向上のため、申6号の回答を撤回し、2022年度年末手当を基準内賃金の3.3か月とすること。あわせて、新型コロナウイルス感染症対応に対する特別手当として、全従業員（出向者を含む）対象に一律5万円を支給すること。
2. 回答については、2022年11月16日までとすること。

**交渉日時決定！！
11月16日(水)11:30～**

年末手当の回答が出てからのある職場で・・・

収入に関しては、**経理の変更がなかったら赤字だった！**



えっ！？
**経理の変更がなかったら赤字？
変更なくても黒字でしょ！！**



職場からの意見を聞いて本部交渉を支えよう！